

愛知工業大学ガバナンス・コード遵守状況点検結果

愛知工業大学は、日本私立大学協会が策定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範として、ガバナンス強化に取組み、健全かつ開かれた大学づくりを進めています。

令和5年9月19日

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
遵守項目	評価	遵守状況
1-1 建学の精神	○	「建学の精神」「建学の精神・理念に基づく人材像」については、HPを始めとする広報媒体で広く周知するとともに、それらに基づく、大学づくりを進めています。
1-2 教育と研究の目的 (私立大学の使命)	○	(1)建学の精神・理念に基づく教育目的等 建学の精神・理念に基づき、適正なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めています。
	○	(2)中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて 令和元年度に作成した第1期中期計画に基づく年度事業計画を毎年度作成し、年度毎に事業報告を行っています。
	○	(3)私立大学の社会的責任等 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るとともに、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの適切かつ良好な関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に大学運営を進めています。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
遵守項目	評価	遵守状況
2-1 理事会	○	(1)理事会の役割 理事会の役割や運営等については、寄附行為に規定し、その定め に 則して、理事会は適正に運営されています。
2-2 理事	○	(1)理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 理事の責務については、寄附行為に規定し、明確化しています。理事は法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っており、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
	○	(2)学内理事の役割 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため、適切に業務を執行しています。
	○	(3)外部理事の役割 外部理事は、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を適正に遂行しています。
2-3 監事	○	(1)監事の責務（役割・職務範囲）について 監事の責務については、寄附行為に規定し、明確化しています。監事はその責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席することができます。
	○	(2)監事の選任 理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、2名の監事を選任しています。

2-3 監事	○	(3)監事監査基準 監事監査基準となる「学校法人名古屋電気学園 監事監査規程」を作成、この基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成後、理事会及び評議員会に報告しています。
	○	(4)監事業務を支援するための体制整備 監事、公認会計士及び内部の監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図っています。監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めています。
2-4 評議員会	○	(1)諮問機関としての役割 評議員会の諮問機関としての役割については、寄附行為に規定し、遵守しています。
	○	(2)評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 寄附行為に規定し、遵守しています。
	○	(3)評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。 寄附行為に規定し、遵守しています。
2-5 評議員	○	(1)評議員の選任 寄附行為の規定に則り、適正に選任しています。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

遵守項目	評価	遵守状況
3-1 学長	○	(1)学長の責務（役割・職務範囲） 学長は、学則第1条に規定する目的及び使命を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督しています。
	○	(2)学長補佐体制（副学長・学部長の役割） 運営規則において、副学長及び学部長の職務を定めています。また、学長補佐についても、運営規則において、その職務を定めています。
3-2 教授会	○	(1)教授会の役割（学長と教授会の関係） 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会、大学院教授会を設置し、審議事項については各教授会規程に定めています。ただし、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

遵守項目	評価	遵守状況
4-1 学生に対して	○	(1)学生の学びの基礎単位である学部及び研究科において、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 建学の精神・理念に基づく教育と研究目的を達成するため、3つの方針（ディプロマ・カリキュラム・アドミSSIONの各ポリシー）を学生に明示し、公表しています。
4-2 教職員に対して	○	(1)教職協働 教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保しています。
	○	(2)ユニバーシティ・ディベロップメント 教職員の能力開発・資質向上のため、FD及びSD研修を実施しています。その他、研究倫理やハラスメント等の研修も適宜行っています。

4 - 3 社会に対して	○	(1)認証評価及び自己点検・評価 令和元年度に(公財)日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、適合となり、その結果を公表しています。自己点検・評価も定期的に行い、その結果も踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めています。
	○	(2)社会貢献・地域連携 地域連携・SDGs推進本部を中心に、SDGsの目標に向けての取り組み、公開講座等を通して、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元しています。また「地(知)の拠点」としての大学の役割を果たすため、産官学が連携した地域貢献の取組も行っています。
	○	(3)留学生 留学生の選考基準、方法を明確にしています。また、留学生のための日本語教育プログラムの充実、留学生の住居等生活への援助を行っています。
4 - 4 危機管理及び法令遵守	○	(1)危機管理のための体制整備 災害防止、不祥事(ハラスメント、公的研究費不正使用等)防止の規程やマニュアルを整備し、それらの対策に取り組んでいます。
	○	(2)法令遵守のための体制整備 全ての教育研究活動、業務に関し、法令や規則等を遵守するよう組織的に取り組んでいます。法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関し、教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設しています。

第5章 透明性の確保(情報公開)

遵守項目	評価	遵守状況
5 - 1 情報公開の充実	○	(1)法令上の情報公開 学校教育法施行規則(第172条第2項)等による、公開するとした情報については、情報発信しています。
	○	(2)自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、自らの判断により、努めて公開します。
	○	(3)情報公開の工夫等 インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用しています。